

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)	実施済 実施中
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
1) 保護制度の適切な運用										
1 奄美群島の国立公園指定・管理	環境省							奄美大島のうち, 世界遺産の価値の核心を成す地域を中心に国立公園に指定する。指定後は適切に管理する。	平成29年3月7日に国立公園に指定。【環境省】 自然公園法に基づく適切な管理。【環境省】 奄美群島国立公園(奄美大島地域)の管理運営計画の作成検討を実施。【環境省】	
2 奄美群島森林生態系保護地域の管理	林野庁							奄美群島森林生態系保護地域の適切な保全・管理を行う。	平成25年4月1日に設定。【林野庁】 (保存地区:2,252.44ha, 保全利用地区:2,567.27ha, 計:4,819.71ha)	
3 鳥獣保護区の管理等	環境省 鹿児島県							国指定鳥獣保護区及び県指定鳥獣保護区を適切に管理する。	遺産区域内に国指定湯湾岳鳥獣保護区(320ha)を指定。【環境省】 県指定鳥獣保護区(17箇所, 2,088ha)【県】 鳥獣保護区の管理の実施。【環境省, 県】 鳥獣保護管理員(5名)によるパトロールの実施。【県】	
2) 希少種の保護・増殖										
1 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)に基づく国内希少野生動植物種の保護等	環境省							絶滅のおそれのある野生動植物種を種の保存法に基づく国内希少野生動植物として指定し, 国内希少野生動植物種の保護等を図る。	現在, 16種を希少種に指定。(法に基づく保護の実施)【環境省】 関係団体等による種の保存法推進員としての月単位の巡視の実施。【環境省】	
2 希少野生動植物保護条例の運用	鹿児島県 各市町村							県及び市町村が制定している希少野生動植物保護条例を適切に運用し, 奄美大島の生物多様性を保全する。	平成15年3月「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定し, 捕獲・採取等を禁止する種(奄美関係分 動物11種・植物15種)を指定【県】 平成25年10月, 奄美大島5市町村共同で「希少野生動物の保護に関する条例」を制定し, 捕獲・採取等を禁止する種(動物22種・植物35種)を指定。【市町村】 パトロール員を配置し, 島内パトロールを実施。【県, 市町村】	
3 保護増殖事業の継続実施	文部科学省 農林水産省 環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体							保護増殖事業の対象種(アマミノクロウサギ, アマミヤマシギ, オオトラツグミ)について, 生息状況, 生息環境等の把握, 分析等を行うとともに, 個体群の保護・増殖に努める。	保護増殖事業10ヶ年実施計画に基づく関係行政機関や民間団体等と連携したモニタリング等の実施継続(アマミノクロウサギとアマミヤマシギの個体数の再度の推定の作業中)。【環境省】 「希少野生生物保護管理事業」を実施し, 希少種の生息状況, 生息環境等の把握に努めている。【林野庁】 ・平成6年度～ オーストンオオアカゲラ, オオトラツグミ ・平成8年度～ アマミヤマシギ ・平成17年度～ アマミノクロウサギ アマミノクロウサギの飼育展示の実施を目指し, 準備検討委員会を立ち上げ, 専門家や関係機関と検討中。【大和村】	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)	実施済 実施中
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
4 保護増殖事業の対象外の希少種(ケナガネズミ, アマミトゲネズミ等)の保護増殖の取組	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体							保護増殖事業の対象外の希少種の分布状況について, 継続的に調査を行い, 科学的データを蓄積するとともに, 外来種防除, 交通事故対策, パトロールなどの他の事業と連携した保護増殖を図る。	ケナガネズミやアマミトゲネズミ, アマミシカワガエルなどの重要な種を国内希少野生動物種に指定。【環境省】 毎月, 夜間ルートセンサスを実施し, 希少種の目撃頻度及び分布状況を調査。【環境省】 捕食者であるマングースの防除の推進。【環境省】 地元関係団体が委託を受け, ケナガネズミ, アマミトゲネズミの生態調査を実施。【委託者: 森林総合研究所】	
5 希少野生動物の交通事故対策	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体							希少野生動物の交通事故の発生リスクが高い場所の周知, 標識の設置, チラシ配布やキャンペーン実施等による普及啓発や道路改良により, 交通事故をなくす。	ロードキル発生のリスクがある区域に啓発用の看板及び減速帯を設置。【環境省, 林野庁, 県, 市町村】 ロードキル防止のため, 普及啓発のためのキャンペーンの実施やチラシ配布。【環境省, 林野庁, 県, 市町村, 関係団体】 金作原国有林における車両の進入規制(平成29年4月25日施錠)の実施。【林野庁】	
6 アマミノクロウサギ等の傷病野生鳥獣救護	環境省 鹿児島県 各市町村							アマミノクロウサギ等の傷病個体の救護を行う。救護個体からの情報収集を行う。また, 野生復帰困難個体等の一部展示による普及啓発等への活用を検討する。死亡個体が発見された場合は, 可能な限り死因を特定し, 今後の対策に資する。	動物病院等関係機関と連携しながら傷病個体を救護し, 治療中の個体や野生復帰困難個体からデータを収集。死亡個体については, 死因を調べ記録を蓄積。死亡個体は, 研究や環境教育に活用。【環境省】 傷病野生鳥獣に関する通報や持込があった際には, 県の傷病野生鳥獣保護対策事業に係る診療施設へ当該個体を搬送。【県, 市町村】	
7 密猟・盗採防止のためのパトロール	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体							行政が中心となり, 地元団体や警察等と連携しながら密猟・盗採防止パトロールや普及啓発を行う。	金作原国有林における車両の進入規制(平成29年4月25日施錠)の実施。【林野庁】(再掲) 普及啓発用パンフレット作成(H28年度:1,100部)。【県】 普及啓発看板の設置や密猟・盗採防止キャンペーンの実施の検討。【環境省, 県, 市町村】 希少野生生物保護管理事業及び日頃からの巡視事業により, 密猟・盗採の未然防止に努める。【林野庁】 県希少野生動物保護推進員(11名)によるパトロールの実施。【県】 盗採防止パトロールを実施。【奄美大島自然保護協議会】 推薦地域及び緩衝地帯で植物の盗採や昆虫の密猟未遂が発生していることから, 警察や関係機関と連携し, 監視体制や普及啓発の強化を図る。【環境省】 関係団体等に委託し, 夏の希少種盗採防止夜間パトロールを実施。【環境省】 行政機関・関係団体によるチラシ配布等による観光客への普及啓発。【国, 県, 市町村】	

3) 外来種による影響の排除・低減

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)	実施済 実施中
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
1 侵略的外来種への対策の強化	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体							<p>既に定着している侵略的外来種について、侵入状況等を把握し、特に対策の必要性が高い種に焦点を絞り、対策を行う。奄美大島に未定着な侵略的外来種の目撃情報について情報収集する。また、定着を予防するため必要に応じて対策を講じる。</p>	<p>特定外来生物ツルヒヨドリの生育分布調査を実施。平成29年度に防除を実施予定。【環境省】</p> <p>侵略的外来種の情報が不足している箇所については、必要に応じて現地調査等を実施。リスト掲載種の有無等に関して情報ソースと合わせデータベース化を実施。GISで情報整理し、共有。【環境省】</p> <p>県侵略的外来種リストを改正するとともに、普及啓発ポスターを作成し、情報の周知を図った。【県】</p> <p>行政担当者へ向けた外来種研修会の実施。外来種分布状況の把握や外来種駆除作業への参画。【県】</p> <p>外来種等のパンフレットやチラシを配布し、町広報誌やラジオ、各種説明会等により周知活動を実施。また、オオキンケイギクやボタンウキクサ、セイタカアワダチソウ、アメリカハマグルマ等の駆除作業を実施。【環境省, 林野庁, 県, 市町村, 関係団体】</p> <p>特定外来生物, 侵略的外来種について、地域別に区分し一斉駆除・除去を実施。【関係団体】</p>	
2 マングース対策の実施	環境省							<p>希少種の捕食等により在来の生態系に大きな影響を及ぼしているマングースの防除を行う。</p>	第二期防除実施計画に沿って、完全排除を目標に防除を実施中。【環境省】	
3 ネコ対策の実施	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体							<p>地域において、行政と民間が連携して、幅広い情報共有及び合意形成を行い、希少種生息域（森林内）のネコについて、捕獲、一時収容、譲渡等に関する一連の体制を整備し、排除を行う。</p>	<p>奄美大島ノネコ対策WGにおいて、ノネコの捕獲から譲渡までの体制構築に向け検討中。【環境省, 県, 市町村, 関係団体】</p> <p>ネコ問題についての講演会等を行い、普及啓発を推進。【環境省, 関係団体】</p>	
	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体							<p>飼い猫の遺棄・逸出の防止、不妊措置、所有者明示等の適正飼養や、飼い猫以外のネコへのみだりな餌やり防止を図る。</p>	<p>平成23年に「飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例」を制定。平成29年6月には罰則規定を追加するなど、飼い猫の適正飼養に係る規制強化を実施。【市町村】</p> <p>ノラネコTNR活動や適正飼養の呼びかけ、マイクロチップの装着支援等を実施【環境省, 市町村, 関係団体】</p> <p>ペット適正飼養キャンペーンの実施(9月)、動物愛護に関するアンケート実施、ペットの適正飼養に係る講演会(H29.3.4)の実施、適正飼養に関する広報活動、動物病院や譲渡登録団体関係者等を通じたリーフレット・ポスター等による普及啓発の推進。【県, 市町村, 関係団体】</p>	
4 ノヤギ対策の実施	各市町村							<p>食害により希少種を含む生態系への悪影響が懸念されるノヤギの防除を行う。</p>	ヤギ被害防除対策事業を実施し、ノヤギの駆除を実施中。【市町村】	
4) 緩衝地帯や周辺地域における産業との調和										
1 生物多様性鹿児島県戦略の運用	鹿児島県 各市町村							<p>鹿児島県における生物多様性保全の方向性や施策展開を取りまとめた「生物多様性鹿児島県戦略」に定めた、産業との調和に関連する施策を遂行する。</p>	<p>戦略で設定した「生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換するための取組」について事業を選定し、取組を推進。【県】</p> <p>H29年度～H33年度に奄美自然観察の森の再整備事業を実施中。【龍郷町】</p>	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組、検討中の内容等)	実施済 実施中
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
2 奄美大島生物多様性地域戦略の運用	鹿児島県 各市町村							奄美大島における生物多様性の方向性や施策展開を取りまとめた「奄美大島生物多様性地域戦略」に定めた、産業との調和に関連する施策を遂行する。	5市町村共同で、戦略に記載されている各事業の進捗状況の管理を実施。【市町村】 H29年度～H33年度に奄美自然観察の森の再整備事業を実施中。【龍郷町】（再掲） 有害鳥獣対策については、市町村計画書に基づき、適正な捕獲や進入防止対策等が図られるよう指導を実施。【県】	
3 生物多様性に配慮した森林施策の実施	鹿児島県 各市町村							遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の強化と林業の両立のため、生物多様性保全型の森林施策ルールを確立する。 そのため市町村有林における統一的な森林管理手法を定め、地域全体での共有を目指す。	市町村有林管理計画の案の検討・調整。【林野庁、県、市町村】 奄美群島国立公園（奄美大島地域）の管理運営計画の作成検討。【環境省】	
4 環境に配慮した公共事業の実施	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村							世界遺産及びその周辺地域における公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないように、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「環境配慮指針（仮称）」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、市町村、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。	平成28年度に、県の公共事業において試行を実施し、環境配慮指針を策定。【県】 自然公園法に基づく許認可指導等において「環境配慮指針（仮称）」の活用を図る。【環境省】 奄美群島森林生態系保護地域保全計画や奄美大島国有林の地域別の森林計画等に基づき、適切に保全管理を実施。【林野庁】 環境に配慮した工法を採用しているほか、「大島支庁土砂流出防止対策方針」に基づき、工事中の仮沈砂池設置等、赤土流出防止に取り組んでいる。【県、市町村】 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出を図るための整備を住用川（奄美市）等で実施。【県】	
5) 適正利用とエコツーリズム										
1 持続的観光マスタープランの策定	鹿児島県							世界自然遺産登録を見据え、奄美群島観光のマス観光とエコツアーの計画的分散や施設整備と利用のあり方の方向性を示すマスタープランに基づき、計画的な来訪者管理を進める。	平成28年3月に「奄美群島持続的観光マスタープラン」を策定し、保護上重要な地域における利用調整の具体的手法の検討や世界自然遺産奄美トレイルのルート選定を実施中。【県】	
2 利用の調整	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体							世界遺産登録による利用の増大・集中により、環境影響の顕在化が懸念されるエリアにおいて、利用人数の制限、ガイド同行義務付け、道路通行規制等の利用のあり方について検討・調整を行い自然環境の保全を徹底し、質の高い利用を目指す。	金作原国有林における車両の進入規制（平成29年4月25日施錠）の実施。【林野庁】 金作原及びスタルマタ線の利用調整について関係者間で検討中。【国、県、奄美市、関係団体】 環境影響の顕在化が懸念されるエリアにおけるルールづくりや同行できるガイド（島案内人協議会メンバー）を育成中。【瀬戸内町】	
3 環境負荷の低減に資する施設の整備等	環境省 鹿児島県 各市町村							遺産価値を利用者に実感させ、かつ、環境負荷の低減を図るため、以下のような利用施設の整備や既存施設の改修について検討するとともに、必要な整備等を行う。 多人数利用を吸収する拠点施設 森林地域の魅力を引き出す施設	直轄整備に係る基本計画を検討予定。【環境省】 原生林が残る豊かな奄美の森を、観賞できる展望施設について整備予定。【県】 多人数利用の吸収及び森林地域の魅力を引き出す施設の一つとして、奄美自然観察の森のリニューアルを推進。【県、龍郷町】	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)	実施済 実施中
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
								森林地域の魅力を引き出す施設 トイレ, 歩道等の環境負荷を低減し持続的な利用のために必要な施設		
4 奄美世界自然遺産トレイル(仮称)の整備	鹿児島県 各市町村							歩くことにより, 奄美群島の自然や生活・文化の体験や地元との触れ合いを充実させ, 滞在型観光にもつながらトレイルを整備する。 質の高い自然探勝を促進させることにより, 世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。	奄美群島の全市町村を巡る「世界自然遺産奄美トレイル」のルート選定を平成28年度から開始。奄美大島では奄美市住用町を選定し, 平成29年度開通予定。その他の地域においても, 順次選定予定。【県, 市町村】 平成22年度に瀬戸内町のトレッキングマップを作成(緊急雇用創出事業)。嘉徳深谷の道, 油井岳の道, 実久戦跡の道, 加計呂麻自然観察の道, 与路島戦跡の道, ミヨチオン岳の道, 諸数の学校道の7コースを選定。【瀬戸内町】	
5 エコツーリズムの推進	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体							世界自然遺産の核心地域等において, エコツアーガイドの同行による少人数観光を充実させ, 本物の自然を求める観光客の満足度を向上させる。 質の高い自然探勝を促進させることにより, 世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資す	平成26年3月に奄美群島エコツーリズム推進協議会を設立し, 平成27年度には「奄美群島エコツーリズム推進全体構想」を策定。平成29年2月に国認定。【市町村】 平成29年1月に「奄美群島エコツアーガイド認定制度」を創設。【市町村】	
6 ガイドの育成	鹿児島県 各市町村 地元関係団体							質の高いガイド(観光案内ガイド, エコツアーガイド, 里エコガイド等)を育成し, 奄美大島の観光を充実させる。 質の高い自然探勝を促進させることにより, 世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。	質の高いガイド活動を実施するため, ボランティアガイド団体へ外部講師を招いた研修会を開催予定。県の「奄美・琉球」観光交流連携事業を活用し, 沖縄県と連携して, より質の高いガイド活動を目指したガイド同士の交流を実施。【県】 奄美群島エコツアーガイド初期段階育成研修事業の実施。奄美群島エコツアーガイド認定講習の実施(平成29年8月に56名認定)。【市町村】 現在育成中の島案内人ガイドのスキルアップを図り, 協議会の組織を充実させることでガイドを生業とするモデルを育成する。また, 広範囲にわたる町内の各エリアのプロフェッショナルを張り付ける。【瀬戸内町】	
6) 地域社会の参加・協議による保安全管理										
1 生物多様性に配慮した森林施業の実施【再掲】	鹿児島県 各市町村							遺産区域周辺の森林においては, 緩衝機能の強化と林業の両立のため生物多様性保全型の森林施業ルールを確立する。 そのため市町村有林における統一的な森林管理手法を定め, 地域全体での共有を目指す。	市町村有林管理計画の案の検討・調整。【林野庁, 県, 市町村】(再掲) 奄美群島国立公園(奄美大島地域)の管理運営計画の作成検討。【環境省】(再掲)	
2 環境に配慮した公共事業の実施【再掲】	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村							世界遺産及びその周辺地域における公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう, 環境配慮の仕組みを構築する。そのため, 奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「環境配慮指針(仮称)」や, その運用を支援する仕組みを検討し, 国, 県, 市町村, 民間事業者と共有することにより, 地域全体の環境配慮水準の向上を図る。	平成28年度に, 県の公共事業において試行を実施し, 環境配慮指針を策定。【県】(再掲) 自然公園法に基づく許認可指導等において「環境配慮指針(仮称)」の活用を図る。【環境省】(再掲) 奄美群島森林生態系保護地域保全計画や奄美大島国有林の地域別の森林計画等に基づき, 適切に保安全管理を実施。【林野庁】(再掲) 環境に配慮した工法を採用しているほか, 「大島支庁土砂流出防止対策方針」に基づき, 工事中の仮沈砂池設置等, 赤土流出防止に取り組んでいる。【県, 市町村】(再掲) 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出を図るための整備を住用川(奄美市)等で実施。【県】(再掲)	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組、検討中の内容等)	実施済 実施中
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
3 域外住民、観光客等への情報発信	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体							様々な媒体を使った自然や文化の魅力、世界遺産としての価値、利用上のルールなどの情報を全国に発信し、奄美群島への理解を深めてもらう。 県ホームページ、広報誌、県政広報番組等を活用した情報発信、普及啓発用のパンフレットの作成・配布による周知等を実施。【県】 ホームページ・Twitter・Facebook、島外でのイベント、ふるさと納税等を通じた情報発信、ルールブックの配布等を行っている。【奄美市】 自然や文化の魅力を観光協会HP、あまみ大島観光物産連盟HP、奄美群島観光物産協議HPによる情報の発信や観光パンフ、機内誌等への掲載を実施している。【瀬戸内町】		
4 ゴミの不法投棄防止活動等の実施	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体							毎年8月10日の「道の日」の道路美化活動にあわせて、住民参加型の地域清掃活動「世界自然遺産「道の日」奄美群島クリーンアップ大作戦」を実施。【県、市町村、関係団体】 不法投棄防止のための看板設置やパトロールの実施。1月の不法投棄防止強化月間における通常立入の強化。【県、市町村】 毎月1回市街地自治会、各集落清掃の日と定め、海の日、道の日、青少年ふるさと美化活動、年末美化活動等町民総ぐるみの清掃活動を実施。【瀬戸内町】 奄美群島観光物産協会、あまみ大島観光物産連盟、奄美大島観光協会が共同で、島内の景勝地を清掃するクリーンキャンペーンを実施。【関係団体】		
5 普及啓発等を通じた住民による取組の推進	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体							地域住民、小中高生、地域団体、行政機関等を対象として、説明会、出前事業、講演等を積極的に実施。【環境省、県、市町村、関係団体】(再掲) 平成29年度に普及啓発用パンフレットを奄美群島内の小5～高3までの全児童・生徒に配布。【県】 各種勉強会やイベントの実施、「奄美大島自然保護ガイドブック」の全戸配布。平成29年度に世界自然遺産をテーマとしたマンガ作成、のぼり旗、ラッピングバスを計画中。【市町村】 各種団体総会や各集落説明会、町広報誌、ラジオ、チラシ等により世界自然遺産登録の意義、希少種保護や外来種対策の必要性等について住民に認識してもらい、住民による取組を推進する。 野良猫対策事業において住民説明会を実施し、希少種保護の重要性や飼い猫の適正飼養の重要性について解説。H29.1月に住民向けの勉強会を開催。【龍郷町】		
6 奄美群島の自然と共生してきた文化の継承	鹿児島県 各市町村 地元関係団体							奄美群島の自然は、他の自然遺産地域と異なり、長い歴史を通じて人間との濃密な関わりの中で維持されてきていることから、自然環境の保全とともに自然と共生してきた奄美群島独特の文化が継承されるよう啓発に努める。 子ども世界自然遺産博士講座や各集落説明会、町広報誌、ラジオ、チラシ等により奄美群島の自然と共生してきた文化についての啓発を実施。【瀬戸内町】 自然と共存しながら生きる人々の営みを被写体とし、島唄(文化)と共に紹介する「唄う島5連ポスター」を作製・販売。【関係団体】		
7 環境学習の取組の推進	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体							地域住民、小中高生、地域団体、行政機関等を対象として、説明会、出前事業、講演等を積極的に実施。【環境省、県、市町村、関係団体】(再掲) 平成29年度に普及啓発用パンフレットを奄美群島内の小5～高3までの全児童・生徒に配布。【県】(再掲) 大和村内各学校において、サトウキビの栽培や黒砂糖作り、野生生物保護センターの指導のもと、絶滅危惧種、外来種、固有種の調査を実施。【大和村】 マングローブ林の再生事業の実施。【宇検村】 平成28年度から小中学生を対象とした子ども世界自然遺産博士講座(年8回)を実施。【瀬戸内町】		

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)	実施済 実施中
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
7) 適切なモニタリングと情報の活用										
1 情報発信と活用	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村							各事業主体が実施したモニタリング結果, その他の調査研究等の情報・知見等について, 広く情報を集約・蓄積するとともに, 公式ホームページ等による一元的な情報の集約・管理・公開の仕組みを確保する。	遺産推薦地にかかる情報を1つのHPに集約した上で, その情報をより広く発信するため, 平成28年度に遺産推薦地HP(案)を作成。今年度にHPに掲載する情報整理等を実施の上, 公開予定。【環境省】 今年度, 包括的管理計画における順応的管理の実施にむけたモニタリング計画(案)の検討・作成を行う。【環境省】 平成22年度保護林モニタリング調査を実施し, 林野庁のホームページに公表。【林野庁】 国・県及び関係団体と連携を図りながら町HPや奄美せとうち観光協会HPによる情報の集約・管理・公開の仕組みを模索中。【瀬戸内町】	